

4 子ども・子育て世代への支援の充実

<子育て環境の充実>

○保育所等への運営費の給付（児童家庭課） 8,720,000千円（H27 7,120,000千円）

子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

[対象] 私立の認定こども園、保育所、幼稚園

[負担割合] 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

○小規模保育等への運営費の給付（児童家庭課） 1,060,000千円（H27 400,000千円）

子ども・子育て支援法に基づき、地域の特性に応じた保育機能を確保するため、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

[対象] 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者

[負担割合] 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

○多様なニーズに対応した子育て支援（児童家庭課）

1,866,000千円（H27 1,493,513千円）

保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、多様な子育てニーズに対応した事業に対し助成します。

[主な事業]

1 病児保育事業 272,000千円

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に実施する保育等に対して助成します。

[補助率] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

2 延長保育事業 353,000千円

通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で実施する保育に対して助成します。

[補助率] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

3 一時預かり事業 432,000千円

家庭において、一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うための費用を助成します。

[補助率] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

4 地域子育て支援拠点事業 662,000千円

乳幼児とその保護者同士が交流する子育て支援の拠点施設を設置し、育児相談や、情報提供等の援助を行う取組に対して助成します。

[補助率] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

○事業所内保育所整備補助事業【新規】(雇用労働課) 20,000千円

子育てをしながら働く労働者を支援するため、企業の就業形態に応じた柔軟な保育環境を提供する事業所内保育所の施設整備費について、国の助成に県が独自の加算措置を行い、整備を促進します。

[補助対象] 事業所内保育所の新設等

[補助率] 国(労働局)助成額の1/4以内

[上限額] 大企業: 3,750千円、中小企業: 2,875千円

○認定こども園施設整備事業(児童家庭課) 1,070,000千円(H27 91,964千円)

幼児教育と保育を一体的に提供する民間の認定こども園の施設整備に対し助成します。

[補助対象] 民間認定こども園の創設、増改築、大規模修繕等

[補助率] 国(間接)1/2・市町村1/4

○保育所緊急整備事業(児童家庭課) 2,135,000千円(H27 4,699,000千円)

待機児童の早期解消を図るため、国の交付金により造成した基金を活用し、民間保育所の施設整備に対し助成します。

[補助対象] 民間保育所の創設、増築、増改築、改築等

[補助率] 国(基金)1/2・市町村1/4 等

○保育所整備促進事業（児童家庭課） 1,000,000千円（H27 1,000,000千円）

待機児童の早期解消を図るため、保育所の施設整備費について国の助成に県が独自の加算措置を行い、緊急的に保育所の整備を促進します。

[補助対象] 民間保育所の創設、増築、増改築

[補助率] 国の補助対象基準額を超える額の1/2

[上限額] 定員1人あたり2,800千円

○保育士配置改善事業（児童家庭課） 437,000千円（H27 72,000千円）

国の基準を上回って保育士を加配した民間保育所等に対して助成します。平成28年度からは、新たに1歳児に対して保育士を手厚く配置した場合の加算を行います。

[補助対象] ・特定乳幼児・障害児受入分 67,000千円

・その他児童分 370,000千円

うち1歳児加算分 58,000千円【新規】

[補助率] ・特定乳幼児・障害児受入分：県1/3・市町村2/3 ※政令・中核市除く

・その他児童分：県1/2・市町村1/2 ※政令・中核市除く

うち1歳児加算分：県1/2・市町村1/2 ※政令・中核市除く

○保育士人材確保等事業【一部新規】（児童家庭課、学事課）

24,870千円（H27 30,784千円）

不足している保育士の確保を図るため、潜在保育士等の就労支援や資格取得支援などの取組を実施します。平成28年度からは、卒業生の県内保育所等への定着を図る養成施設に対して支援を拡充します。

[事業内容]

1 ちば保育士・保育所支援センター運営事業 5,482千円

潜在保育士等の就労支援窓口の設置・運営

2 保育士研修等事業 5,160千円

保育士の専門性向上に係る研修、保育士養成施設の学生や潜在保育士を対象とした就職説明会・研修の実施

3 保育教諭確保のための資格取得支援事業 4,083千円

幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、又は保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる養成施設の受講料及びその際の代替幼稚園教諭・保育士の雇用経費に対する助成

4 保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】 10,145千円

指定保育士養成施設のうち、卒業生の県内の保育所や認定こども園等への定着強化に取り組む養成施設に対して支援

- 放課後児童健全育成事業（児童家庭課） 1,775,000千円（H27 1,258,000千円）
 仕事などで保護者が昼間家庭にいない児童の生活や遊びの場となる「放課後児童クラブ」の運営費について、市町村に対し助成します。
 [補助率] 国1/3(直接)・県1/3・市町村1/3
 [補助対象] 原則として開設日数250日以上、児童数10人以上のクラブ
- 放課後児童クラブ施設整備事業（児童家庭課） 200,000千円（H27 249,000千円）
 放課後児童クラブの創設、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費に対し助成します。
 [補助率] 国1/3(直接)・県1/3・市町村1/3
- 放課後子供教室推進事業（生涯学習課） 106,107千円（H27 100,146千円）
 子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、市町村が小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力を得て、勉強やスポーツ、地域との交流等を行う「放課後子供教室」の運営費等に対して助成します。
 [負担割合] 国1/3・県1/3・市町村1/3
- 子ども医療費助成事業（児童家庭課） 6,700,000千円（H27 6,700,000千円）
 子どもの保健対策の充実を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療受診に要する費用を助成します。
 [負担割合] 県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）
 [助成対象] 入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
 [自己負担] 入院1日、通院1回につき300円
- 保健師等による妊婦全戸訪問事業【新規】（児童家庭課） 20,000千円
 妊婦の孤立化や子育ての不安解消のため、市町村が妊婦の全戸訪問相談を行う場合に助成します。
 [実施主体] 市町村
 [補助率] 県1/2、市町村1/2
 [補助対象] 妊婦面談のうち、国庫補助の対象とならない母子健康手帳交付後の面談分

○子育て応援！チーパス事業（児童家庭課）

25,000千円（H27 23,183千円）

企業等の協賛により、子育て家庭が店舗等で各種サービスを受けられる子育て支援事業を実施します。平成28年度からは、他県が実施している同様のサービスを受けられるよう、全国的に連携する取組に参加します。

[対象] 県内の妊婦又は中学生までの子どもが1名以上いる家庭

[実施方法] ①優待カード「チーパス」を市町村を通じて各家庭に配布

②協賛事業者は協賛ステッカーを掲示し、各種サービスを提供

③対象者は優待カードを提示することで、サービスを受けられる

○人口減少・少子化に関するセミナー（政策企画課）

1,000千円（H27 1,000千円）

人口減少・少子高齢化社会を迎え、本県活力の低下が懸念される中、持続可能な社会を維持していくため、大学生等、若い世代を主な対象に、人口減少をめぐる問題や妊娠・出産等に関する正しい知識について学び、自らの希望がかなうライフデザインを考える機会を提供します。

[事業内容]

・人口減少に関するセミナー

・妊娠・出産に関する正しい知識のセミナー

○ちば マイ スタイル ダイアリー事業（政策企画課）

19,000千円（H27 20,000千円）

結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援として、県や市町村からのさまざまな支援情報の提供や、健康・育児に関する相談受付などを行うスマートフォン用アプリ（日々の記録等も管理できるソフト）を運用します。

<児童虐待防止>

○柏児童相談所一時保護所増設事業【新規】（児童家庭課） 5,610千円 （債務負担行為 63,000千円）

一時保護児童数が増加し、過密化が著しい柏児童相談所の一時保護所の環境を改善するため、緊急的に保護所棟を増設します。

[事業内容] 保護所棟 1 棟増設（96㎡）

[事業費の内訳] ・増設部分リース：66,000千円 5年間のリース費用（買取りを想定）

（うちH28年度：3,300千円、H29～H32：13,200千円/年、H33：9,900千円）

・工事費：2,310千円（現有建物と増設建物の接続工事）

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業【新規】（児童家庭課） 261,000千円

児童養護施設退所者等の生活基盤の安定を図るため、就職・進学に係る生活資金や、運転免許など就職に役立つ資格取得費用の貸付を行います。

[貸付対象] 就職・進学後の生活資金及び就職に必要な資格取得費用

○児童虐待防止対策事業【一部新規】（児童家庭課） 150,000千円（H27 134,541千円）

児童虐待の未然防止、早期発見、被虐待児童のケア等に総合的に取り組みます。

28年度は新たに、入所児童の心理的ケアを行う自立援助ホームを支援するとともに、児童養護施設を退所した児童等が社会的に自立できるよう、就職支援体制等を整備します。

[事業内容]

- 1 児童相談所虐待防止体制強化事業 102,714千円
24時間365日の電話相談、一時保護児童への心理的ケアの実施 等
- 2 児童相談所専門機能強化事業 14,063千円
児童相談所職員に対する各種研修の実施、専門家の協力・助言を得る体制の構築 等
- 3 児童虐待対策関係機関強化事業 3,202千円
市町村担当者等への各種研修の実施、専門家の派遣などの関係機関への支援 等
- 4 子ども虐待防止地域力強化事業 10,347千円
オレンジリボンキャンペーンの実施、児童虐待に係る通告先の周知や意識啓発 等
- 5 児童虐待防止医療ネットワーク事業 4,234千円
こども病院への児童虐待専門コーディネーターの配置、医療機関と児童相談所の連絡会議、地域保健医療従事者に対する研修等による児童虐待対応体制の強化
- 6 児童養護施設退所児童等アフターケア等事業【新規】 15,440千円
自立援助ホームが心理担当職員を雇用する経費の助成、児童養護施設退所児童等の自立生活や就職に対する支援・相談体制の構築

<教育>

○ちばっ子「学力向上」総合プランの推進（指導課） 167,073千円（H27 156,517千円）

児童生徒の学力向上のため、授業中における学習支援、放課後学習の充実、体験学習など多様な学習機会の提供、魅力ある授業づくりなどに取り組みます。

[主な事業]

1 学習サポーター派遣事業 136,850千円

児童生徒の学力向上のため、授業中における学習支援、学校教育の一環として行う放課後学習等の取組に対して、退職教員などを学習サポーターとして小中学校に派遣します。

[配置校数] 公立小中学校 180校

[実施内容] 授業中における学習支援、放課後学習 等

2 多様な学習機会の提供 23,192千円

小学校・中学校・高等学校が相互に連携し専門的な学びの機会を提供するとともに、先進的な理数教育を推進するなど、多様な学習機会を提供します。

[実施内容] 体験学習の推進、先進的な理数教育の推進

3 魅力ある授業づくり 4,655千円

子どもたちの学びの視点から学習教材等に創意工夫を凝らし学習内容の充実を図ります。

○国際的に活躍できる人材の育成（指導課、教育政策課）

262,657千円（H27 257,307千円）

本県の子どもたちが国際的に活躍できる人材に育つよう、海外留学への助成や外国語学習の充実を図るとともに、国際感覚や多文化理解の醸成に向けた国際教育交流を推進します。

[事業内容]

1 高校生等海外留学助成事業（指導課） 21,000千円（H27 21,000千円）

高校生等が外国に留学する場合の経費の一部を助成することにより留学を促進します。

2 英語等外国語教育推進事業（指導課） 226,307千円（H27 226,307千円）

県立学校において外国語指導助手（ALT）による授業などに取り組みます。

3 国際教育交流推進事業（教育政策課） 15,350千円（H27 10,000千円）

- ・アジア地域への教職員・高校生の訪問による交流促進 13,000千円
- ・国際交流を希望する学校リストの作成・配布 2,350千円

○学校におけるいじめ防止対策の推進

767,239千円（H27 735,311千円）

いじめの未然防止、早期発見・解決に向け、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員するなど、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりを進めます。

[主な事業]

1 学校への支援体制の強化（指導課、警察本部警務課） 686,433千円（H27 657,050千円）

- ・スクールカウンセラーの配置（指導課） 572,689千円

児童生徒のカウンセリングや教職員・保護者等への助言・援助を行うスクールカウンセラーを配置します。

[配置人数] 小学校 105人（年114時間）

中学校 326人、高等学校 80人、教育事務所等 11人（年228時間）

- ・スクールソーシャルワーカーの配置（指導課） 17,574千円

問題の解決に向けて福祉機関等との連携や、学校・家庭環境への働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを配置します。

[配置人数] 小中学校 8人（年543時間）

- ・スクール・サポーター（警察本部警務課） 96,170千円

学校の内いじめや非行防止対策を継続的に支援するため各少年センターに配置します。

[配置人数] 32人

2 相談体制等の充実（指導課、県民生活・文化課） 65,754千円（H27 63,823千円）

- ・子どもと親のサポートセンター等における相談事業（指導課） 60,258千円

[センターでの窓口相談] 平日8:30～17:15

[24時間子供SOSダイヤル電話相談] 平日17:15～翌朝8:30、土日祝日 24時間

- ・ネットパトロールの実施（県民生活・文化課） 5,496千円

ネットいじめ、非行、犯罪被害防止の観点から、青少年の書き込み頻度の高いサイトや掲示板などを監視します。

3 学校におけるいじめ対応力強化等（指導課、学事課） 15,052千円（H27 14,438千円）

- ・いじめ問題対策支援チームの派遣 6,000千円

- ・いじめ問題対策リーダー養成集中研修 4,000千円

- ・いじめ防止啓発資料 2,910千円

- ・いじめ防止対策推進条例に基づく調査会等 942千円

- ・官民共営型教育支援センターの在り方などに関する調査研究事業【新規】 1,200千円

○子ども・若者育成支援推進事業（県民生活・文化課） 11,045千円（H27 11,374千円）

ひきこもりやニート、不登校などの問題を抱える子ども・若者に対し、支援機関の紹介を行う総合相談窓口として、「千葉県子ども・若者総合相談センター」を運営し、専門の相談員による適切な助言や情報を提供します。

[主な事業]

千葉県子ども・若者総合相談センター運営経費 10,715千円

○道徳教育推進プロジェクト事業（指導課） 32,368千円（H27 32,200千円）

小・中・高等学校の児童・生徒の発達段階に応じた道徳教育の推進を図ります。

[主な事業]

- ・道徳教育教材の作成 24,458千円
- ・道徳教育推進校における研究 3,200千円
- ・心の教育推進キャンペーン 2,178千円
- ・情報モラル教育研修会【新規】 2,100千円

○千葉県競技力向上推進本部事業（体育課） 200,000千円（H27 200,000千円）

本県スポーツ選手の育成・強化を図るとともに、スポーツを通じた活力ある地域づくりを推進するため、千葉県競技力向上推進本部が行う事業に対し助成します。

[事業内容]

- ・国体選手強化・サポート事業
- ・ちばジュニア強化事業
- ・スポーツ選手医・科学サポート事業 等

○高等学校再編事業（財務施設課）

490,000千円（H27 1,304,400千円）

（債務負担行為 539,000千円）

県立学校改革推進プラン等に基づく魅力ある高等学校づくりを進めるため、必要となる施設・設備の整備を行います。

[主な事業]

- ・大原高校（旧大原、岬、勝浦若潮高校の統合）の施設整備 114,000千円
- ・佐倉西高校への福祉コースの設置 2,900千円
- ・小金高校への総合学科の設置 283,000千円
- ・印旛明誠高校における単位制の充実 59,000千円

○特別支援学校整備事業（財務施設課）

1,257,800千円（H27 749,900千円）

児童生徒の増加に伴う過密化・教室不足に対応するため、高等学校や中学校の空き校舎などを活用して特別支援学校の整備を行います。

[主な事業]

- ・（仮称）栄特別支援学校の新設（旧栄町立栄東中学校の改修） 1,242,000千円
- ・高等学校を活用した施設整備 12,960千円
矢切特別支援学校 6,480千円、大網白里特別支援学校 6,480千円

○県立学校空調設備整備事業（財務施設課）

137,802千円（H27 123,947千円）

疾病や障害等により体温調整が困難な児童生徒のために、特別支援学校の工芸室などの作業実習室に空調設備を整備します。また、教職員の執務環境の改善を図るため、県立高校の職員室等管理諸室に空調設備を整備します。

[整備箇所]

- ・特別支援学校作業実習室空調設備整備（5校） 101,045千円
- ・高等学校職員室等管理諸室空調設備整備（設計4校、リース16校） 36,757千円

○特別支援アドバイザー事業（特別支援教育課） 57,711千円（H27 56,071千円）

障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援の在り方等について、公立の幼稚園、小・中・高校からの要請に応じて特別支援アドバイザーを派遣し、教職員等に助言・援助を行います。

[配置数] 20名

[派遣先] 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校

[業務内容]

- ・実態把握や学習上、生活上の指導・支援の在り方に関する助言・援助
- ・個別の指導計画及び教育支援計画の作成・活用に関する助言・援助
- ・校（園）内支援体制づくりに関する助言・援助 等

○私立学校経常費補助（一般補助）（学事課） 34,535,977千円（H27 34,849,054千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が行う教育に対する助成について、国標準単価を措置するとともに、高校では18,500円、幼稚園では4,600円を上乗せするなど、一層の拡充を図ります。

○私立幼稚園教育振興事業補助（学事課） 147,816千円（H27 161,600千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人立以外の幼稚園が行う教育に要する経常的経費に対し助成します。

- ・対象園数 18園

○私立高等学校等就学支援事業（学事課） 5,782,000千円（H27 6,130,000千円）

私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成します。

[支給対象]

- ・私立高校、専修学校（高等課程）等に通学する生徒

[支給額]

- ・1人あたり 118,800円/年

ただし、低所得世帯に対しては加算支給を行うとともに、所得制限を設定

年収区分	28年度生徒数	生徒総数に	支給限度額②	所要額
	見込（人）①	対する割合	（円/年）	①×②（千円）
250万円未満	4,568	8.41%	297,000（2.5倍）	1,356,696
250万円以上350万円未満	3,281	6.04%	237,600（2.0倍）	779,566
350万円以上590万円未満	9,452	17.40%	178,200（1.5倍）	1,684,346
590万円以上910万円未満	16,155	29.74%	118,800（1.0倍）	1,919,214
合計	33,456			5,739,822
910万円以上	20,864	38.41%	-	-

○私立高等学校等授業料減免事業補助（学事課） 722,700千円（H27 817,400千円）

学校法人が保護者に対し、授業料の全部又は一部を免除した場合、その経費を助成します。

[補助内容]

- ・全額減免：生活保護を受けている者、年収350万円未満程度の者
- ・3分の2減免：年収350万円～640万円以下程度の者など

○私立高等学校等奨学のための給付金事業（学事課） 342,000千円（H27 222,000千円）

低所得者層の教育費負担の軽減を図るため、私立高等学校等の生徒に対し、奨学のための給付金を支給します。28年度から、第1子の高校生等（全日制・定時制）がいる非課税世帯について給付額を増額します。

[対象者] 私立高等学校等の生徒がいる保護者等

（市町村民税所得割額が非課税である世帯）

[支給額]

私立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯 年 52,600円
- ・第1子の高校生等（全日制・定時制）がいる非課税世帯 年 67,200円
- ・第2子以降の高校生等（全日制・定時制）がいる非課税世帯 年138,000円
- ・高校生等（通信制）がいる非課税世帯 年 38,100円

[負担割合] 国1/3、県2/3

○私立高等学校入学金軽減事業補助（学事課） 87,000千円（H27 87,000千円）

入学金の納入が困難な状態にある保護者に対し、学校法人が行う入学金軽減に要する経費の一部を助成します。

[補助対象]

- ・生活保護を受けている者
- ・年収350万円未満程度の者

[補助額] 入学金の2分の1相当額と学校法人が軽減した額のいずれか低い額

(限度額：5万円)

○公立高等学校就学支援金（財務施設課） 9,840,000千円（H27 6,641,529千円）

公立高校に在学する生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料相当額を支給します。

[対象者] 県立・市立高校生（保護者の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満の者）

[支給額] 授業料相当額

○公立高等学校等奨学のための給付金（財務施設課） 987,000千円（H27 682,862千円）

公立高校等に在学する生徒の保護者の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。

28年度から、第1子の高校生等がいる世帯について給付額を増額します。

[対象者] 国公立高校生、高等専門学校等の生徒がいる保護者等

(市町村民税所得割額が非課税である世帯)

[支給額]

国公立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯 年32,300円
- ・第1子の高校生等がいる世帯 年59,500円（通信制36,500円）
- ・23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 年129,700円（通信制36,500円）